

【報告事項⑥】パブリックコメント 地域防災計画（素案）について

※ 南相馬市組織機構改革により、応急活動体制の「部名」「班名」は見直す必要がある。

◆ 全体

基本方針に沿って、計画がまとめられているため、系統立てて分かりやすくなった。特に、『防災の基本方針』の「3 初動体制の強化」によるマニュアル化は具体的でよい。

原子力災害における対策、計画が整備されたのは評価できる。

概要版にある『防災の基本方針』の「5 地域防災力の向上」に関する記述が弱いように感じた。（概要版P6 自主防災組織の結成）行政区単位の自主防災組織の充実として組織一覧の作成（相馬市では作成している）により、どの地域の防災力が手薄になっていかが分かるのではないか。

《概要版》

- 1 P1…「計画の目標」（総則・予防-3）が入っていない。
- 2 P6…行政区単位の自主防災組織の充実として組織一覧の作成（相馬市では作成している）により、どの地域の防災力が手薄になっていかが分かるのではないか。（再掲）
- 3 P7…「情報の収集・伝達」で、「収集」の部分が読み取れない。「情報の伝達・報告」でもよいのではないか。（例 「一般-12」「一般-14」は、「被害状況の報告」では？

※「市は、以下の事柄から気象情報を収集する。」などの文言を入れると分かりやすい。

- 4 P16…「避難先市町村」の割り振りでは、原発事故により放射線の影響を大きく受けた地域が多いように思われる。線量が低かった市町村への受け入れについて、調整の上安心して避難できる場所の確保に努めてほしい。

5 その他

- (1) 原子力災害における学校や公民館における安定ヨウ素剤の服用については、交換時期を含め、その管理について今後、具体的にしていける必要がある。
- (2) 新たな災害（狂牛病や鳥インフルエンザの変容による人への感染、地域封鎖など）が起こる可能性についても、今後考えておく必要があるのではないか。

【総則・予防編】

P18…「第4 原子力災害」についての記述が簡略すぎる。せめて、「原子力-1~5」にある緊急事態区分およびOIL基準値を参考にした想定を記載すべきである。

P33…「〇〇に準ずる。」の記述については、分かりやすい記述にできないか。

例

(5) 防災訓練の実施
第7節第1に準ずる。



(5) 防災訓練の実施
第7節第1 2(7)に準ずる。

P35…「2 (5)避難対策」の「第7節第1に準ずる。」はミス記載。「避難」の語句が見当たらない。

P51…「自主防災組織図の作成」を入れてほしい。(再掲)

【一般災害対策編】

P14…「第3 被害情報の収集・伝達」→「第3 被害情報の収集・報告」か？

「市民への伝達」の記載があるとよいのではないか。

P40…「第2節 第1 1 食糧供給の対象者」の記載に「原則として」を入れてほしい。

P32ではその文言がある。

P76…「第2 2 市の活動体制」で「第1章各節を準用する。」とあるが「各節」とはどのような意味か。最後の行には「第5章第1節を準用する。」とあり、「各節」の記載がない。語句の用い方にゆれがないか。

「第21章 第1節第3 被害の拡大防止」で「関係法および第19章第1節の定めにより…」とあるが第19章第1節では、「対応は、第21章 第1節 危険物等災害対策を準用する。」とあり、説明になっていない。

P81…「第6 災害広報」で「高齢者、障がい者等要配慮者に配慮他した広報を実施する」とあるが具体的にはどのような配慮をさすのか。

P99…「第2 被災者台帳の作成」→「被災者台帳の情報提供」

【地震対策編】…【地震災害対策編】を入れた方がよいのでは。

【津波災害対策編】…特になし

【原子力災害対策編】

目次…「第2章 第3節」の記載がない。ミスプリントか？

P2…「第1章 第3節第2」の「なお、特定原子力施設である福島第一原子力発電所については、…「…十分小さい」とされている。の記載があるが、計画に入れた、意図は何か。「安心である」というメッセージか。

P5…【本市における防護措置等】の表、「福島第二原子力発電所での災害」に「避難指示区域」と「避難指示区域ではない区域」が記載されているが、南相馬市では「避難指示区域」は解除になったのでは？

P29…「2 国が行う連絡」の表で「避難指示区域を含む関係市町村（南相馬市）」があるがどこか。解除前の設定になっていないか。

P39…「共通事務」で「各班／3 遺体安置所の運営支援」があるが、可能性は？

【原子力災害避難計画】

P19…「7(2) 管理運営体制」で「学校施設等が避難所になった場合は、避難所開設時から教職員等施設役員と明確な役割分担を行い、教職員等の支援を受ける。」とあるが、この場合は他の市町村に避難するため、「教職員等施設役員」は他市町村の人員となるのではないか。実態を勘案し、文言を見直す必要がある。「一般 P65」のようにはいかないのではないか。